

## Ⅲ章 史跡の概要と整備の課題

### 1. 史跡の概要

7世紀中頃から12世紀後半にかけて筑後国府の変遷を示す発掘調査の成果を明らかにするとともに、史跡指定に至る経緯、史跡指定地の土地所有状況、土地利用状況について明記する。なお、主な学術用語については例言に示した。

#### (1) 発掘調査の成果

筑後国府跡は高良山西麓の台地上に位置する合川町を中心に、東西約1.3km、南北約1.0kmの範囲に展開する遺跡である(図1-3-1)。遺跡の発掘調査は、昭和36年(1961)の九州大学考古学研究室による調査を嚆矢とし、以来半世紀以上にわたり調査を継続してきた。

これまでの調査で特筆すべき点は、7世紀中頃から後半に比定される国府の前身となる建物跡が確認されたこと、政庁域が3回移転していること、律令制度崩壊後の12世紀後半まで、国府が機能を変質させながらも存在していた記述が残っていることである。また、Ⅱ期政庁に伴う国司館等の関連施設の構造が判明している点も重要である。



図 3-1-1 国府跡のイメージ(御井郡国府図(三谷有信筆、明治時代))

### 1) 前身官衙

前身官衙は、筑後国府成立以前の7世紀中頃に設置された官衙群で、枝光台地の北西部を中心に広がる。663年の白村江の戦いなど、朝鮮半島を巡り東アジアの社会情勢が不安定だったこの時期、大溝や土塁によって防御された軍事的色彩の強い官衙施設が営まれた。この前身官衙は、北辺長700m、南辺長約300m、南北長約600mの逆台形の小台地上に広がり、自然流路を人為的に整形して造られた大溝を東限とし、西限は高良川とする。北限には台地の北辺に幅6m・深さ3m、断面V字形を呈する延長400m以上の大溝が設けられている。さらに、この大溝には土塁を伴うことが確認されており、有明海に直結した筑後川方面からの防衛を意識したものと思われる。前身官衙に伴う大型建物群は台地中央付近の字田代・古宮周辺を中心に確認されており、字田代周辺の四面廂建物がその中心的な施設である。この四面廂建物は、同時期の掘立柱建物で九州最大規模を誇り、平成18年度に追加指定された。字古宮周辺の大型建物群は、北および南部分で検出されている。これらの計画方位はほぼ真北方向で一致し、極めて計画的に造営されている。これらの造営年代は、建物群や東限大溝下層、北限大溝の出土遺物から7世紀中頃から7世紀後半頃と推定されている。この前身官衙は、高良山に築造された高良山神籠石、上津町に築造された小水城・上津土塁とともに、筑紫平野を防衛するための施設と考えられており、白村江の戦い後の緊迫した社会情勢を物語る貴重な遺構であると言える(図3-1-2)。

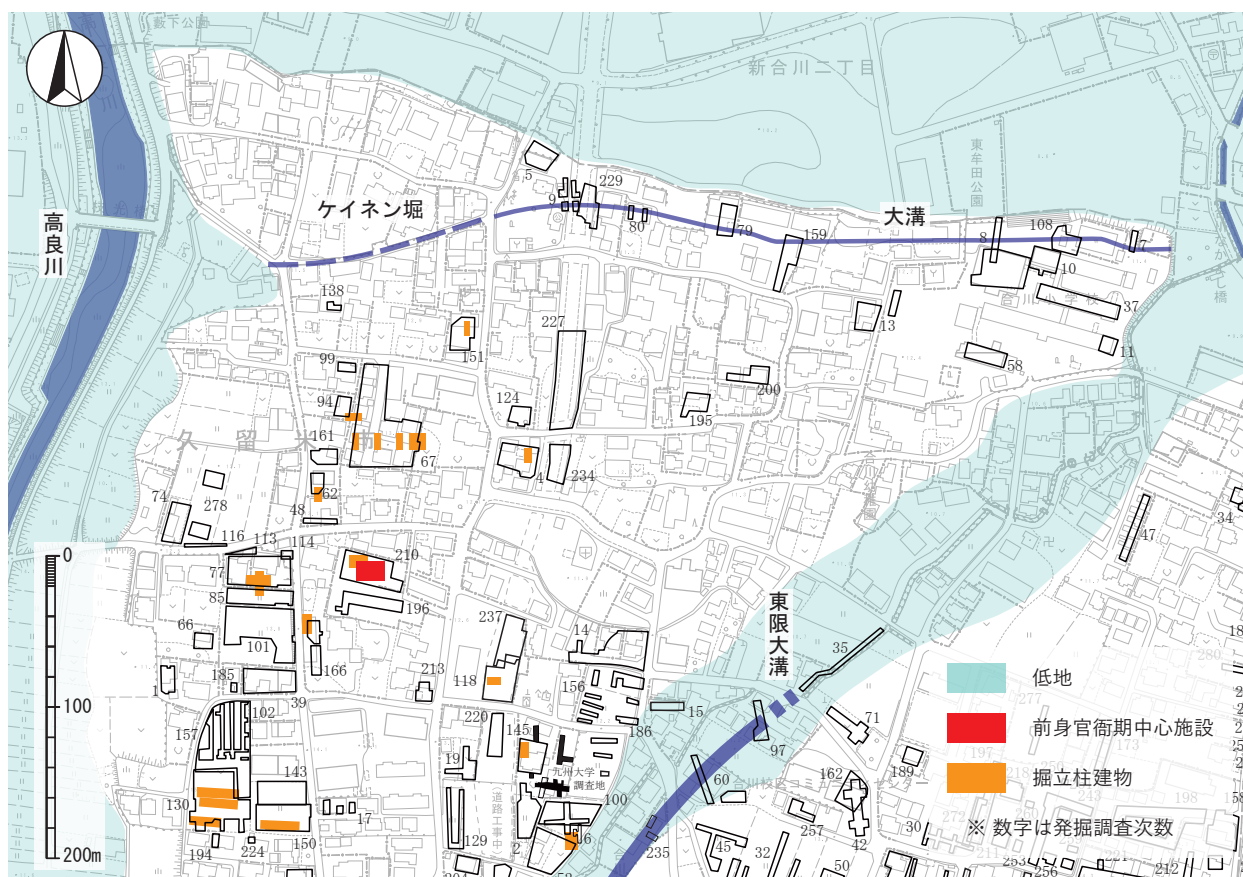


図3-1-2 前身官衙模式図 (1/5,000)

## 2) I 期政庁

I 期政庁は、筑後国が成立したとされる 7 世紀末頃、枝光台地の西部に位置する字古宮周辺に、幅約 4 m から 6 m の築地塀・区画溝で圍繞された南北 170.5m、東西 100m 以上の区画が造営される。この区画内部には、その北東部分に正殿・脇殿・前殿にあたる掘立柱建物群が検出されており、中央南寄りには倉庫と考えられる 3 間×4 間の総柱建物 2 棟、2 間×3 間のもの 1 棟が検出されている。南部分では東西棟が検出されているが、施設の大半は政庁域と想定される北東部に集中する。政庁域の建物群は幾度かの重複関係が認められ、4 期に細分されるが、基本的に正殿・脇殿の位置は踏襲している。最も古い時期の正殿と考えられる建物柱穴や築地両側溝から、7 世紀末から 8 世紀初頭の遺物が出土している。また、この周辺の特徴として転用硯の出土が多く、行政実務を担当した施設であることが看取される。その後、8 世紀前半からは築地側溝などは埋没してしまうことから、律令国家の充実に伴って II 期政庁が新たに造営されることになる。I 期政庁は、筑後国府の成立を示す貴重な遺構である（図 3-1-3）。

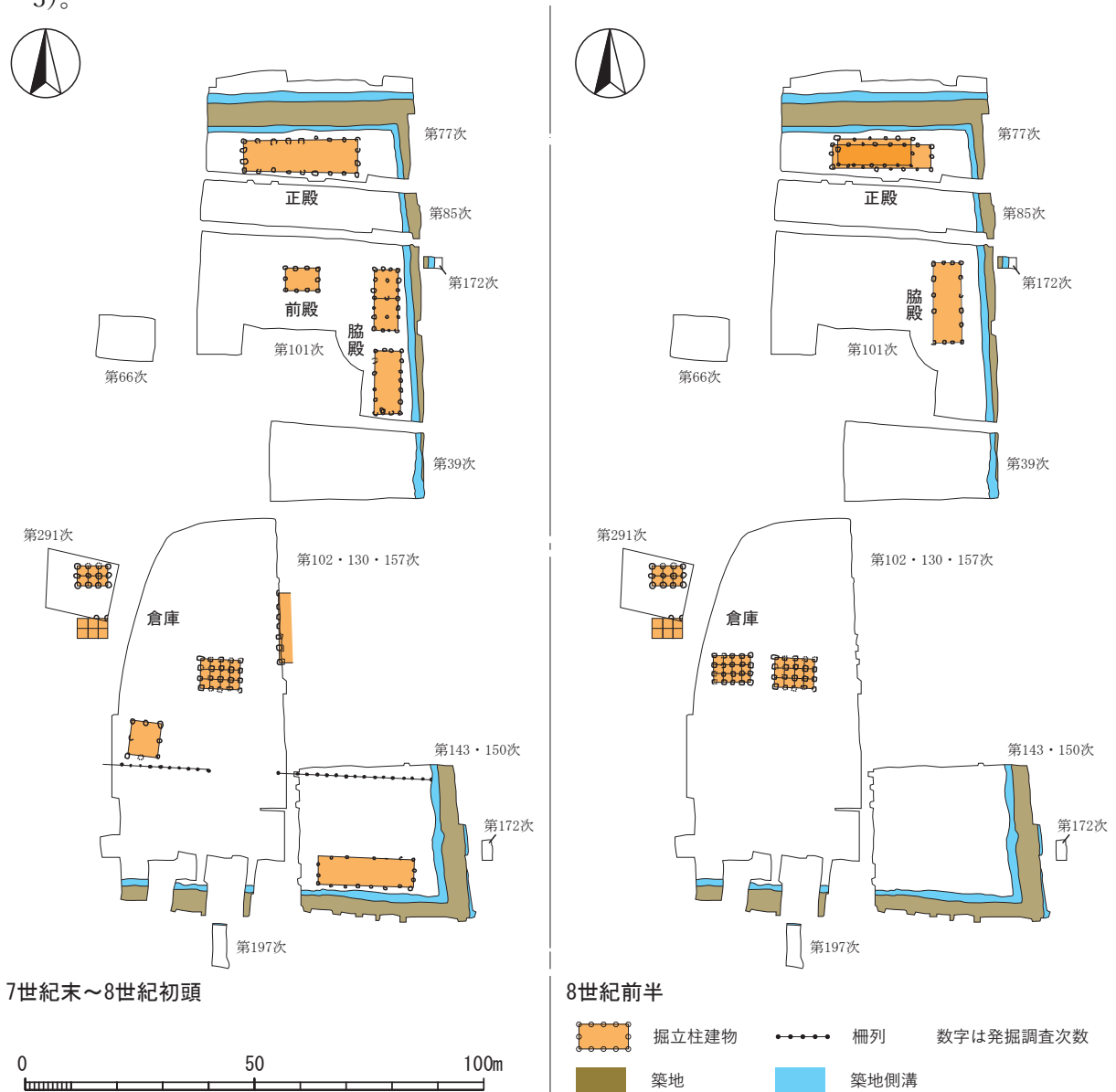


図 3-1-3 I 期政庁主要遺構変遷模式図 (1/1,500)

### 3) II期政庁

8世紀中頃、筑後国府が広がる枝光台地の中央部に位置する字阿弥陀周辺に、築地塀・区画溝で圍繞されたII期政庁が新たに造営される。字古宮周辺からは東南約200mの位置にあたる。政庁の規模は、築地心々間で南北約75m、東西67.5mを測る。内部は未調査部分が多く不明な点が多い。しかし、建物配置は大宰府政庁や肥前国庁と同じく、正殿の東西前面に脇殿を2棟縦列する大宰府型と呼ばれるもので、前殿が伴う時期もある。また、政庁前面には大型掘立柱建物群が配置されており、朝集殿的な性格が考えられている。建物の間には官道から政庁へ至る道路が検出されており、政庁南面中央部には中門の存在が想定される。西脇殿の調査では、8世紀中頃から10世紀中頃にかけて、規模・構造・位置を変えながら建替えが行われたことが判明しているが、瓦葺きの礎石建物となる時期があり、筑後国府全時期を通して、瓦葺き建物はII期政庁にしか存在しない。このII期政庁の出現を以て、行政実務を執り行う、本来の意味での政庁が完成することになる。しかし、律令体制の基本である土地制度が崩壊していく中、10世紀中頃に火災に遭い消失したことが発掘調査により判明している。この火災の原因として、想定されているのが天慶4年(941)の藤原純友の乱である。『扶桑略記』によると、大宰府軍を打ち破った純友が、財物を略奪し大宰府を焼き払った。大宰府政庁の発掘調査では、この時の焼土が政庁全域に及び、火災が大規模なものであったことが判明している。筑後国府が焼き討ちに遭った記事は伝わっていないものの、大宰府と至近距離に位置する筑後にもその余波が及んだ可能性もある。このように、II期政庁は、律令体制の成立→充実→衰退の過程を辿ることができる貴重な遺構であると言える(図3-1-4)。

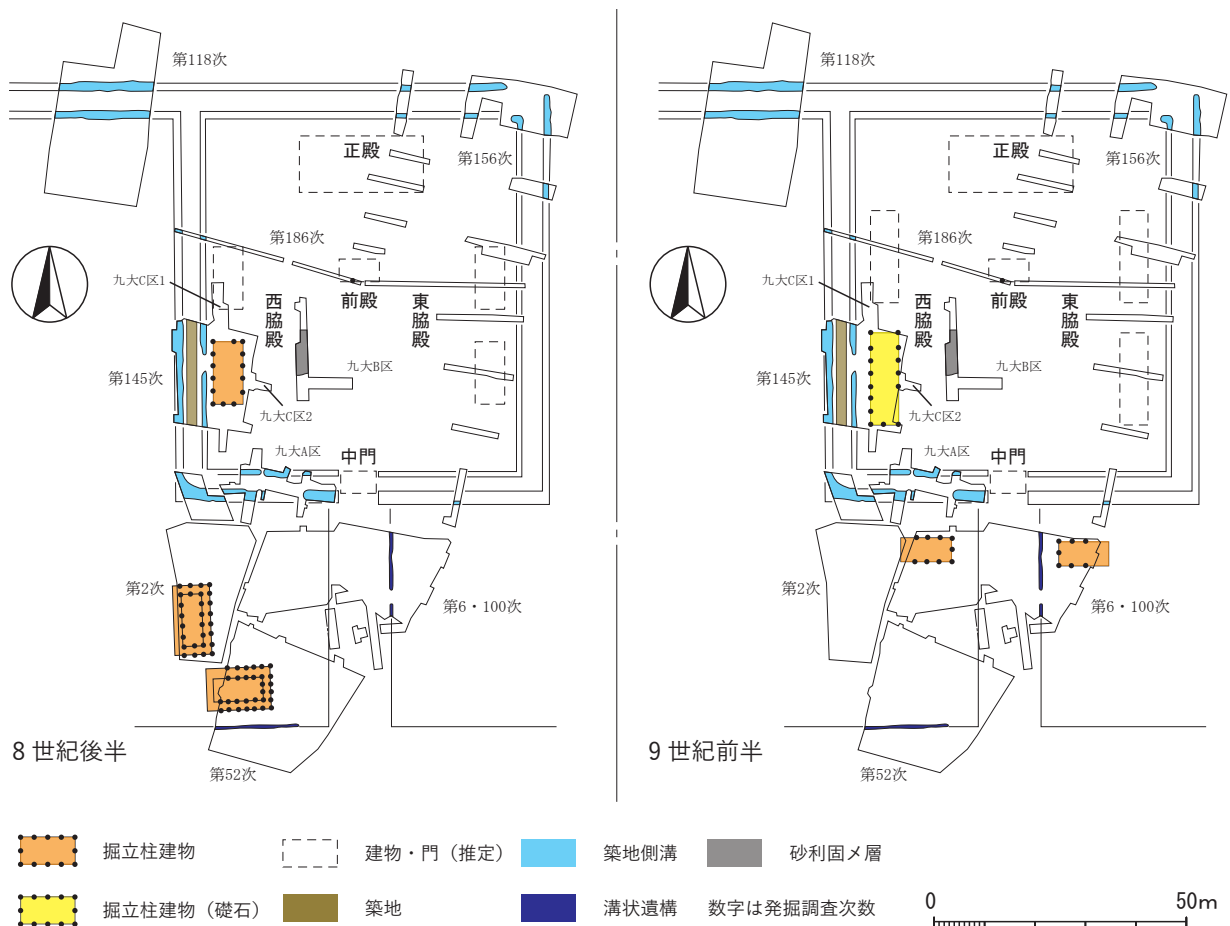


図3-1-4 II期政庁主要遺構変遷模式図(1/1,500)

#### 4) III期政庁

III期政庁は、II期政庁から東へ約0.6kmの朝妻町字三丁目周辺に広がる。数回に及ぶ発掘調査によって、政庁規模は南北長141m、東西長137mで、周囲は幅約3mの大溝が廻ることが判明している。政庁としては全国最大である。政庁北側の官道に向かって八脚門が開き、東西辺の中央部には出入り口が設けられる。正殿は、区画内の中央北寄りに置かれ、南廂東西棟の掘立柱建物である。正殿の東西には、2棟の南北棟掘立柱建物である脇殿が縦列配置され、南側の第二脇殿は、3間×12間という大規模なものである。築造時期は出土遺物から10世紀中頃、廃絶が11世紀後半と判断される。高良大社に伝わる『高良記』には、「初メノ符ハ、朝妻ノ下ニアリ。白川院七十二代延久五年癸丑年、今ノ符ニヒカル、ナリ。モトノ符ヲ古符ト申也。」とある。延久五年とは1073年であり、朝妻町字三丁目野周辺で検出されたIII期政庁の廃絶時期と一致する。『高良記』の言う符とはこのIII期政庁を指し示している可能性が高く、考古学的な調査成果が文献資料と一致する稀少な例と言えよう。また、律令体制が崩壊し、各国では国府が廃絶していく10世紀中頃にあって、全国最大の規模を誇る政庁を新たに造営した理由は、当時、禁止されていた私貿易が盛んであった有明海方面や情勢不安定であった大宰府管内への警戒を強めたものとも言われるが、地方における平安時代後期の様相を知る上で極めて貴重な遺構であると言える(図3-1-5)。

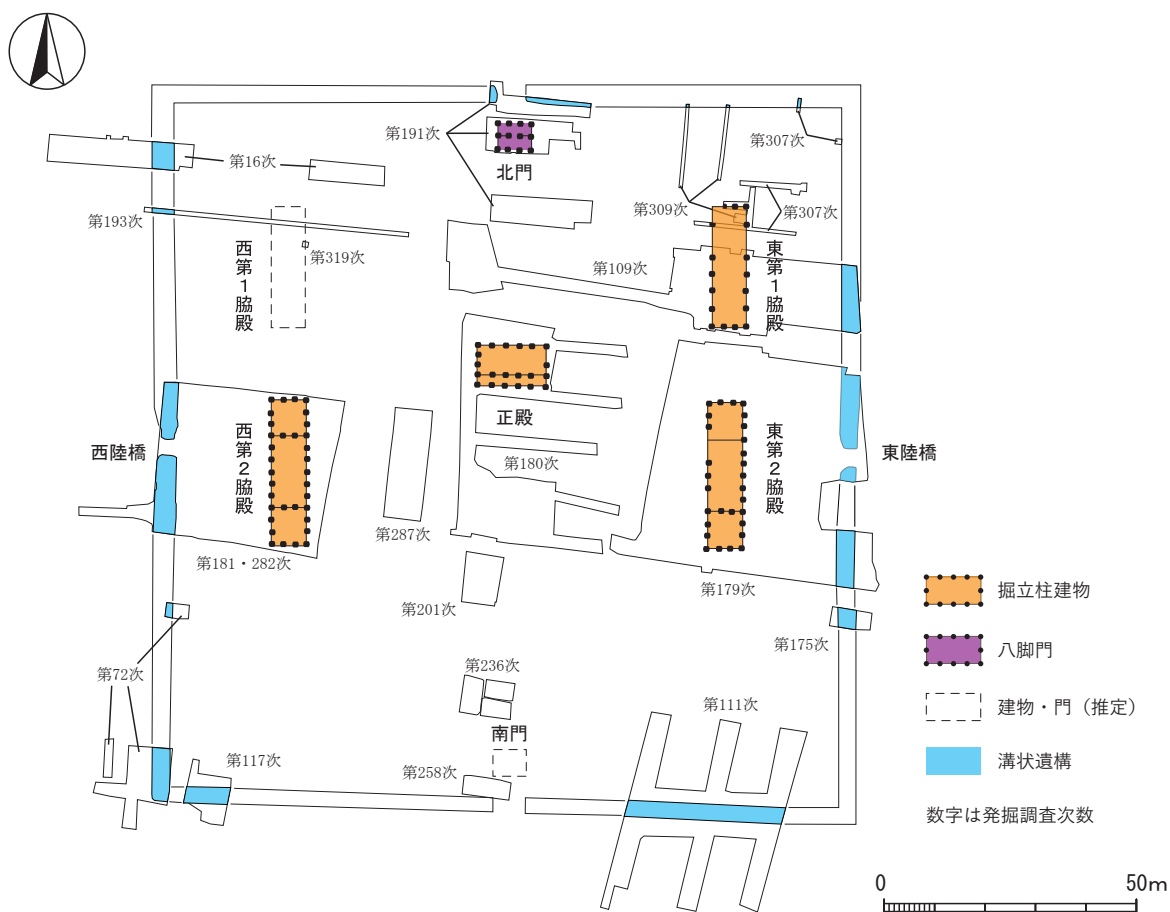


図3-1-5 III期政庁主要遺構模式図(1/1,500)

## 5) IV期政庁

前述したIII期政庁の南側には水縄断層系追分断層によって形成された断層崖が迫る。その崖上には市立南筑高等学校が立地するが、校内では『高良記』のいう「今ノ符」への移転年代とほぼ一致する横道遺跡が発見されている。横道遺跡では、11世紀末から12世紀後半までの官衙的な建物が検出されており、IV期政庁と想定されている。調査では政庁・正倉・館と考えられるブロックが確認されており、遺跡の中央付近では、東西方向の道路遺構が検出されている。この道路遺構の北側が政庁域、南側が館、これらの約80m西側で検出された3間×4間の総柱建物付近が正倉地区と想定されている。政庁域には正殿と考えられる大型の四面廂建物が確認されており、その廃絶後には長大な側柱建物4棟がロ字型に配置される。館と想定できる地区では、4間×5間の掘立柱建物などが重複して検出されており、これらの建物群は、12世紀後半まで存続したことが判明している。宮内庁書陵部蔵の『筑後国検交替使実録帳』には、大治5年(1130)から仁治2年(1241)までの筑後国内に存在する官衙・寺院などの実情を記録している。国府院・駅館の無実・破損の状況が克明に記録されているが、IV期政庁の状況を記録したものである可能性も考えられる。律令末期から武家社会の胎動期における、地方社会の実情を物語る貴重な遺構と言える(図3-1-6)。

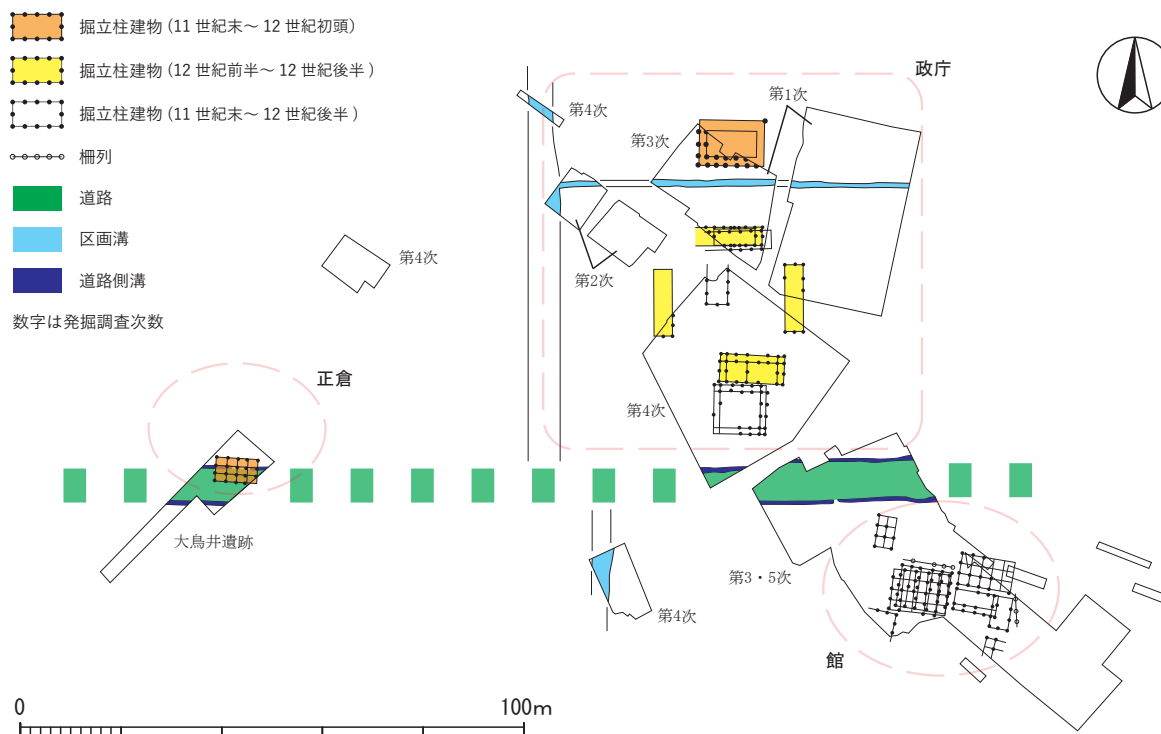


図3-1-6 IV期政庁主要遺構模式図(1/1,500)

## 6) 国司館

筑後国府跡は、7世紀末から12世紀後半に及ぶ各時期において国司の住まいである国司館が営まれたと想定されるが、ここでいう国司館は、II期政庁に伴う9世紀中頃から9世紀後半に営まれ、字ギャクシ、柿ノ内、風祭、井葉周辺で確認されている国司館を指す(図3-1-7)。



図3-1-7 国司館主要遺構模式図 (1/1,500)

字ギャクシ、柿ノ内、井葉、風祭周辺には、昭和53年（1978）からの発掘調査において、7世紀から10世紀に及ぶ多くの遺構群が広がっていることが確認されている。これらは、①7世紀末、②8世紀初頭から8世紀中頃、③8世紀中頃から8世紀後半、④9世紀中頃から9世紀後半、⑤10世紀中頃の5つの画期があり、それぞれ①I期政庁付属官衙群、②・③II期政庁造営関連遺構群と付属官衙群、④II期政庁機能時の国司館、⑤II期政庁移転後の墓地群とされる。この中で、④II期政庁機能時の国司館は、築地塀や溝、連続土坑列で北辺約85m、南辺約70m、南北長約180mが囲繞される。さらに中央付近で南北に2分され、北側を中央区画、南側を南区画と呼称している。土坑などからは、大量の供膳具とともに陶硯類、越州窯系青磁（図3-1-8）などの輸入陶磁器、緑釉陶器・灰釉陶器（図3-1-9）、墨書・刻書土器（図3-1-10）などの遺物が多量に出土している。南辺溝からは、「守館」墨書土器が出土し、国司館とする根拠となっている。『日本三代実録』には、元慶7年（883）7月に筑後守都朝臣御西が国司館において殺害された記録が記載されているが、9世紀後半という時期を勘案すれば、その舞台となった国司館である可能性は高い。考古学的な調査成果が文献から意味付けされる貴重な遺構である。



図3-1-8 越州窯系青磁皿



図3-1-9 灰釉陶器皿



図3-1-10 墨書土器「守館」

## 7) 在国司居屋敷

在国司居屋敷の所在地は、『高良記』に「アサツマハ、在国司居屋敷ナリ」とあり、朝妻に在国司の居宅が営まれたことを伝えている。その範囲は、東は「タニシリノミチ」、西は「ノキハノミチ」、南は「チンサイカツシ」、北は「タハタノヨコミチ」を限り、四至を画すという。

発掘調査では井田川左岸沿いに「タニシリノミチ」を、III期政庁域の東限大溝上に「ノキハノミチ」と考えられる道路状遺構を検出している。また、南限は断層崖上の「鎮在カ辻」という遺称地名から断層崖付近に、北限は推定官道付近に想定される。

この範囲からは、11・12世紀代の遺構を確認した。北半では四面廂建物を中心とする建物群や、『高良記』に見える在国司居宅内の薬師堂に比定される二間四面廂の建物を検出し、邸宅部にあたりと考えられる。一方、南半では東西棟建物とその間を蛇行気味に延びる鏈水遺構を確認した。このことから、居宅内の庭園部を形成するものと考えられ、朝妻の清水を導水し曲水の宴が興じられたと推察される。

在国司居屋敷は、考古・文献の両面からその所在が現地に比定できる貴重な調査事例であるとともに、特に、鏈水遺構の調査事例は全国的にも希少であり、往時の習俗を今に伝える重要な遺構である（図3-1-11）。

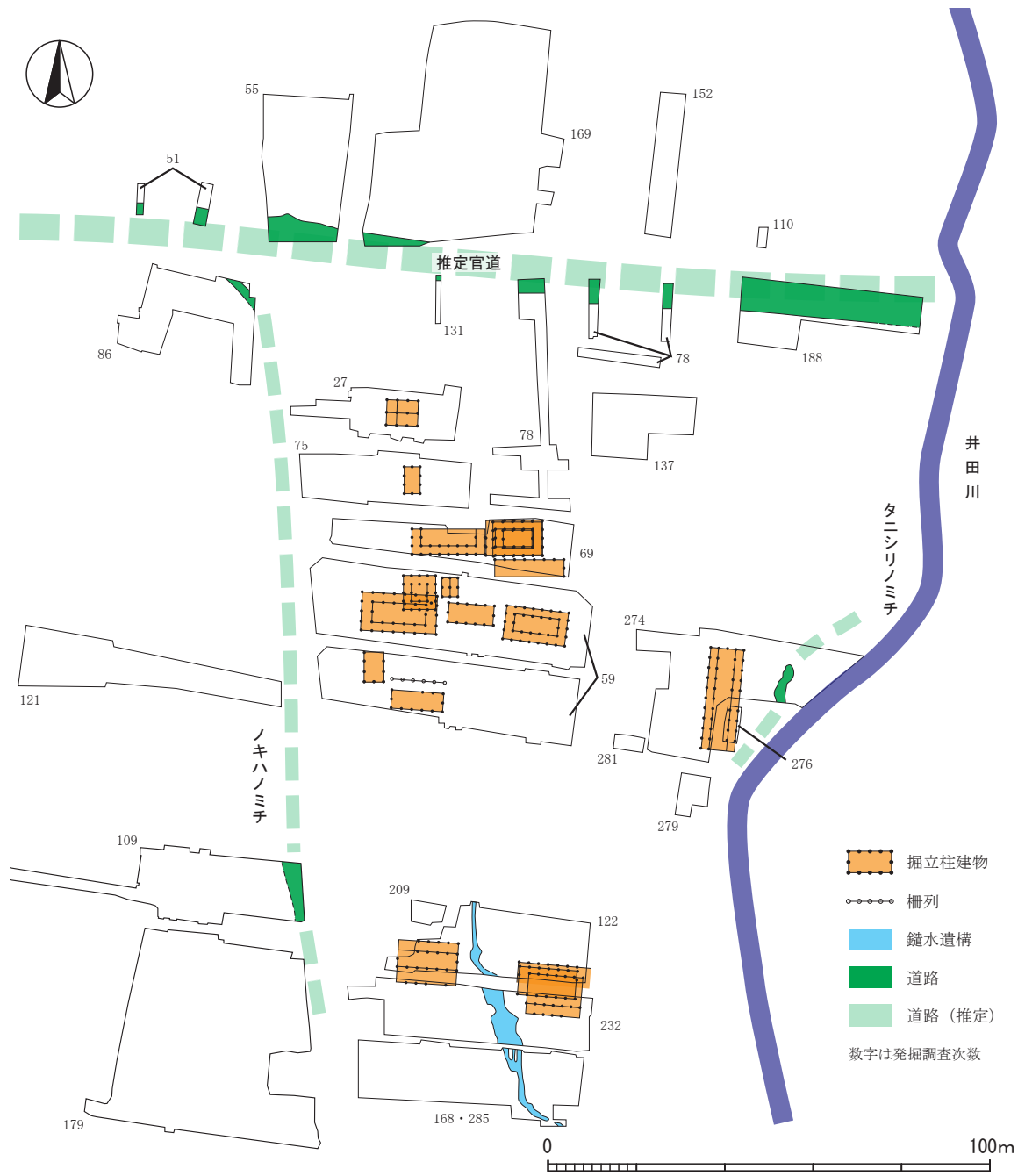


図 3-1-11 在国司居屋敷主要遺構模式図 (1/1,500)